

ふるさと納税の 所得税及び住民税の 控除について



税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫

ふるさと納税制度は、自らの意思で納付先（寄附先）を選択する制度です。生まれ育った故郷や、お世話になった地域、独自の取組みなどをしている地方自治体を応援してもらうために導入されました。寄附は都道府県、市区町村であれば全国どここの自治体にも行うことができます。

**自己負担額2千円で所
得税及び住民税が一定
限度額まで軽減される**

支出した寄附金のうち2千円を超える部分について、確定申告をされる方は、所得控除のうちの寄附金控除（総所得金額等の40%相当額が限度）を受けるとにより所得税が軽減されます。そして所得税で控除しきれない部分は、翌年度の住民税から控除されます。

なお、住民税からの控除には基本分（総所得金額等の30%相当額が限度）と特例分があり、基本分の限度額を

超える部分は特例分（住民税所得割額の20%相当額が限度）で控除されることとなります。

**ワンストップ特例制度
により確定申告が不要**

確定申告をする必要のない人で、寄附をした自治体が5箇所以内の場合は、確定申告をせずに税金の軽減を受けられます。（ワンストップ特例）この制度を選択すると確定申告をしないので、所得税から控除は行われず、翌年度の住民税のみが減額されることとなります。ただし、6箇所以上の自治体に寄附した

**令和元年6月1日以降
からの寄附**

この度、過度な返礼品競争を規制するため、制度の見直しが行われました。令和元年6月1日以降の寄附から返礼品を「寄附額の3割以下の地場産品」に限定し、寄附金募集について適正な実施が求められることになりました。こうした条件に該当しない自治体への寄附金については、税制上の優遇が受けられなくなりします。